

万全の領域警備を求める意見書

昨年、尖閣諸島沖の海上保安庁の警備艇に対する中国漁船衝突事件によって、我が国の領海が日常的に侵犯されているという事実が多く国民に明らかになった。また、本年8月には、中国の漁業監視船による日本の領海内に侵入する事件が発生するなど、今後、中国漁船などによる違法行為の増加が予想される。

国民の財産である我が国の領海を守るためには、海上保安庁の徹底した警備に頼らなければならないが、現場の海上保安官は、国際法上認められていない領海等での徘徊等の違法行為に対する取締りが十分できていないのが現状である。

このような状況が続けば、我が国の国境の島々を守ることは不可能である。

諸外国では、国連海洋法条約第19条第2項に列挙されている無害通航の例でないものとされた場合、厳重な取締りによって拿捕し、厳しい罰則で対処している。

我が国においても、そのような違法行為に対して刑罰権を発動することにより法秩序の維持を図るとともに、海上保安庁の有する行政警察権限を拡充し、多様な法執行の選択肢を用意することで、機動的・効果的な対応をすべきである。

よって、国においては、我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を国内外に示すとともに、万全な領域警備を行うための法整備を早急に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

国土交通大臣

防衛大臣

内閣官房長官